

いじめ防止基本方針

坂井東小学校いじめ・不登校・問題行動対策委員会

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組むことを目的とする。

2 いじめ防止基本方針

- (1) わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) すべての教職員がいじめ未然防止に積極的、組織的に対応するとともに、子どもと共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

3 いじめ対策委員会の設置

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- (1) いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- (2) いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

＜いじめ・問題行動対策委員会の構成＞

校長・教頭・生活指導主任・教務主任

当該学年主任・当該学級担任・養護教諭・（スクールカウンセラー）

＊ＣＳ委員・警察官経験者・市教育委員会ほか

＊「4（5）重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応」のうち「重大事態」に該当する場合、構成員となる。

4 いじめ防止の方策といじめ発生時の対応

(1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、「新潟市の生徒指導」及び「いじめ対応リーフレット」に基づき、いじめを生まない人間関係・支持的風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ わかる授業・できる授業、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の支持的風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
ア 朝の会、帰りの会、なかよしタイム等の活用
イ 竹の子班活動等、異学年交流での多面的な見取り
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ③ 児童の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ④ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
ア 「みんなの学校生活調べアンケート（いじめに関する）」の実施（年3回）
イ 定期教育相談「ハートフルウィーク」の実施（年3回 朝学習の時間に実施）
ウ 情報交換会の実施（職員終会、職員会議で実施）
- ⑤ 全職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。
ア アンケート実施後、学年間でアンケート結果について情報交換（プレミーティング）
イ ハートフルウィーク実施後、学年間で情報交換（校内いじめ対応ミーティング）
ウ アンケート用紙を児童が卒業するまで保管
エ 特別支援教育コーディネーターによる、気になる児童の情報まとめ
- ⑥ インターネットや通信型ゲーム機、スマートフォン等を通じた見えにくい「いじめ」防止のために児童や保護者に情報モラル教育を行う。また、地域から情報が得られるよう中学校区で情報交換の場を設け、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員が1人で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、対策委員会を中心に、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握

する。

- ② いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- ③ いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ④ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出し行動する勇気がもてるようにする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える, Ask:自殺願望について尋ねる, Listen:気持ちを傾聴する, Keep safe:安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

(5) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大ないじめとは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより児童が相当の期間
- ※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

<児童への対応>

重大ないじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ① 学級担任や養護教諭，スクールカウンセラー等によって，心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため，聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめの解決に向けて，当該児童の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- ⑤ 不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者に医療機関の受診を勧める。

<保護者への対応>

当該児童の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った児童やその保護者への不信感などを，強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら，当該児童の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童が受けたいじめに係る事実や，児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめの解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(6) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた児童の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。これにより，本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また，当該児童の保護者に対しては，我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに，解決に向けた道筋を示し，保護者の協力を求める。

その後，子どもへの接し方や保護者としての役割について，適切に指導，助言する。

(7) 「いじめの程度表」について

「いじめの程度表」が以下の通りに改定された。

高 レ ベ ル	<u>A 法第28号第1項に掲げる重大事態</u> 校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料8－2に記入 市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告 ○児童生徒が自殺を企画 ○身体に重大な障害を負う ○金品に重大な被害を被る ○精神性の疾患を発症した ○相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席
	<u>B 重大事態につながるおそれのあるレベル</u> 校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料8－2に記入 市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告 ○登校できない状況が1日でもあったとき ○解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている ○社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻 （自殺念慮，差別的な発言，性被害〔児童ポルノ：盗撮・性的映像の所持・拡散，ズボンおろしを含む〕）， 集団からのいじめ，保護者が不満を訴える など）
	<u>C 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル</u> 校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料8－2に記入 市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告 ○被害者の気持ちが不安定 ○加害者の行動変容が見られない
中 レ ベ ル	校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）資料8－1のみの利用 <u>1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル</u> ○被害者・加害者の気持ちがまだ不安定
低 レ ベ ル	校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）資料8－1のみの利用 <u>その日のうちに，すでに一定の解消がされたと判断できるレベル</u> ○被害者・加害者ともに，事案後普通通りに接している。

（平成26年4月1日 策定）

（平成29年4月1日 改訂）

（令和2年4月1日 改訂）

（令和3年4月1日 改定）

（令和7年4月1日 改定）